

北関東防衛局に置かれる地方防衛事務所及び出張所の庁舎の管理に関する達を次のように定める。

平成19年9月1日

北関東防衛局長 徳地 秀士

北関東防衛局に置かれる地方防衛事務所及び出張所の庁舎の管理に関する達

(目的)

第1条 この達は、北関東防衛局に置かれる地方防衛事務所及び出張所（以下「事務所」という。）において、日常の事務の用に供する建物及び敷地並びにこれらの付属設備（以下「庁舎」という。）の管理に関し必要な事項を定め、庁舎における秩序の維持を図り、かつ、災害の防止に資することを目的とする。

2 庁舎の管理については、他の法令に定めるもののほか、この達の定めるところによる。

(庁舎管理者)

第2条 事務所の庁舎の管理に関する事務を処理するため、事務所に庁舎管理者を置く。

2 事務所の庁舎管理者は、各地方防衛事務所長及び出張所長とする。

(庁舎管理者不在時の代理)

第3条 庁舎管理者の不在時における代理者は、課の置かれている地方防衛事務所にあつては業務課長、課の置かれていない地方防衛事務所にあつては次長、小笠原出張所にあつては施設係長とする。

(職員の協力)

第4条 事務所の職員（以下「職員」という。）は、庁舎管理者又はその代理者（以下「庁舎管理者等」という。）から事務所の庁舎の管理に関し、協力を求められた場合には、これに応じなければならない。

(職員以外の者に対する措置)

第5条 庁舎管理者等は、職員以外の者に対し庁舎の一部を使用させている場合において、庁舎の管理上必要があると認めるときは、その者に対し、所要の措置をとることについて協力を求め、又は指示をすることができる。

(駐車場の指定等)

第6条 庁舎管理者は、自動車その他の車両の駐車区域を指定するものとする。

2 庁舎管理者等は、庁舎の管理のため必要があると認める場合には、庁舎内における車両の通行及び駐車を制限し、又は禁止することができる。

(庁舎の施錠)

第7条 庁舎管理者は、庁舎の施錠設備を整備し、盗難の予防に努めるものとする。

(物品の販売等)

第8条 庁舎管理者等は、庁舎において、物品の販売、宣伝、勧誘、その他これらに類する行為をさせてはならない。ただし、事務所における通常の業務の遂行を妨げず、かつ、庁舎における秩序の維持又は災害の防止に支障がないと認められる場合に限り、指定する場所において、これらの行為を許可することができる。

(広告物等の掲示)

第9条 庁舎管理者は、あらかじめ庁舎において広告物、ビラ、ポスターその他これらに類する物（以下「広告物等」という。）の掲示に供する場所を指定しておかなければならない。

2 庁舎において、広告物等を掲示しようとする者は、その掲示についてあらかじめ庁舎管理者等の許可を受けなければならない。

3 前項の許可を受けた者は、第1項の規定により指定された場所以外に広告物等の掲示を行ってはならない。

(立入制限等)

第10条 庁舎管理者等は、多数の者が陳情その他の目的で庁舎に立ち入ろうとする場合において、庁舎における秩序の維持又は災害の防止のため必要があると認めるときは、人数、時間若しくは行動の場所を制限し、又は立入を禁止することができる。

(禁止又は退去命令)

第11条 庁舎管理者等は、庁舎において次の各号の1に該当する行為を行う者について、庁舎の管理上必要があると認める場合には、その行為を禁止し、又は庁舎から直ちに退去することを命ずるものとする。

- (1) 職員に面会を強要すること。
- (2) 銃器、凶器、爆発物、その他の危険物を庁舎に持込み、又は持ち込もうとすること。
- (3) 旗、のぼり、幕、宣伝ビラ、プラカードその他これらに類する物又は拡声機、宣伝カー等を所持し、使用し、又は持込み若しくは持ち込もうとすること。
- (4) 庁舎管理者が立入りを禁止した区域に立入又は立ち入ろうとすること。
- (5) 建物、立木、工作物その他の施設及び設備を破壊し、損傷し、若しくは汚損し、又はこれらの行為をしようとする事。
- (6) 文書、図画等を配布し、若しくは掲示し、又はこれらの行為をしようとする事。
- (7) 多数集合し、放歌高唱し、ねり歩きその他これらに類する行為をし、又はこれらの行為をしようとする事。
- (8) 座込みその他通行の妨害になるような行為をし、又はこれらの行為をしようとする事。
- (9) 金銭、物品等の寄付を強要し、若しくは押売をし、又はこれらの行為をしようとする事。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、庁舎における秩序を乱し、若しくは職員の安全を脅かすような行為をし、又はこれらの行為をしようとする事。

(撤去又は搬出命令)

第12条 庁舎管理者等は、庁舎に次の各号の1に該当するものがある場合において、庁舎の管理上必要があると認めるときは、その所有者若しくは占有者又はこれらのものを掲示し、持込み若しくは設置した者に対し、直ちにその物の撤去又は庁舎の外へ搬出を命ずるものとする。

- (1) 第9条第2項の許可を受けず、又は許可の条件若しくは許可に際してなされた指示に違反して掲示された広告物等
- (2) 庁舎内に持ち込まれた銃器、凶器、爆発物その他の危険物
- (3) 庁舎に掲げられ、又は持ち込まれた旗、のぼり、幕、宣伝ビラ、プラカード、拡声機、宣伝カーその他これらに類するもの
- (4) 前各号に掲げるもののほか、庁舎の管理上支障をきたすおそれがあると認められるもの

2 庁舎管理者等は、前項各号に掲げるものの所有者等が同項の命令に従わない場合若しくはその者が判明しない場合又は庁舎の管理上緊急の必要があると認めるときは、警告しこれを撤去し、又は庁舎外に搬出することができる。

(困難な事態の措置)

第13条 庁舎管理者等は、第11条及び前条に規定する措置を講ずる場合並びに非常事態が発生した場合において、職員をもって措置することが不可能であると判断されるときは、北関東防衛局総務部長（不在の場合は会計課長、以下「総務部長等」という。）と協議の上、必要な措置を採るものとする。

2 庁舎管理者等は、前項の場合で緊急を要するときは、自らの判断で必要な措置を採ることができる。この場合において、庁舎管理者等は、採った措置、現況、見通し等について遅滞なく総務部長等に報告するものとする。

(火気の使用)

第14条 庁舎において、ストーブ、電熱器、炭火等の火気を使用しようとする者は、あらかじめ庁舎管理者の許可を受けなければならない。

(火気取締責任者)

第15条 庁舎管理者は、庁舎内の執務室等ごとに火気取締責任者を指定し、当該執務室等における火気の管理等火災の防止のために必要な措置を採らせるものとする。

2 前項の火気取締責任者は、正副2名とし、その氏名等を別記第1号様式により、当該執務室等の出入口等の見やすい箇所に表示するものとする。

3 火気取締責任者は、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 使用していない電気のスイッチを切ること。
- (2) 使用していないガスの元栓を締めること。
- (3) 残火を点検し、完全に消すこと。
- (4) 引火のおそれのある物件を処理すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、発火防止のために必要な措置を採ること。

(禁煙その他の禁止事項)

第16条 職員は、火災予防のため、庁舎においては、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 火災発生のおそれのある場所で喫煙すること。
- (2) 火災報知器、消火器、消火栓又は防火シャッターの付近に物を置くこと。
- (3) 廊下、階段等に物を置くこと(庁舎管理者が特に定める場合を除く)。
- (4) くずかご、ダストシュート、床等にたばこの吸いがらを捨てること。

(消防用設備等の整備)

第17条 庁舎管理者は、庁舎に適応する消火設備、警報設備、避難設備及び防火設備の整備、点検その他火災予防のために必要な措置を講ずるものとする。

(災害時の通報)

第18条 庁舎管理者は、火災、盗難その他の発生及び非常の際に通報すべき官公署及び通知すべき職員並びにこれらに対する通報又は通知の手段について定めておくものとする。

(清潔及び整理)

第19条 職員は、庁舎の清潔な保持及び整理に努めなければならない。

2 庁舎管理者等は、庁舎の清潔な保持に必要な措置を講ずるものとする。

(非常持出の表示)

第20条 地方防衛事務所長及び出張所長は、火災発生に備えて、あらかじめ文書その他の重要な物品で搬出すべきものを指定し、その容器に別記第2号様式により「非常持出」の表示をするものとする。

(職員の安全保持)

第21条 庁舎管理者等は、庁舎の管理に関し必要な措置を講ずる場合には、職員の安全保持に十分留意しなければならない。

(適用除外)

第22条 合同庁舎に係る事務所庁舎の場合で、当該合同庁舎に関する管理に関し別に定めのあるときは、当該定めに対応するこの達の規定は適用しない。

(実施細目)

第23条 この達に定めるもののほか、庁舎の管理に関し必要な細目は、各地方防衛事務所長及び出張所長が定める。

2 各地方防衛事務所長及び出張所長は、細目を定めた場合又はこれを改正し、若しくは廃止した場合には、速やかに北関東防衛局長に報告しなければならない。

附 則

1 この達は、平成19年9月1日から施行する。

2 この達の制定前にした駐車区域、広告物等の掲示場所及び火気取締責任者の指定は、この達の規定によってした指定とみなす。

附 則（平成 31 年 4 月 24 日北関東防衛局達第 4 号）

この達は、天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成 29 年法律第 63 号）の施行の日（平成 31 年 4 月 30 日）の翌日から施行する。

第1号様式（第15条関係）

80×105

火 気 取 締 責 任 者	
室名	
正	副
名 称	令 ・ ・ ・ ・

注：1 単位はミリメートルとする。

2 様式は朱書とする。

第2号様式（第20条関係）

非常持出物件標札

100×150

	非	
責		○
任		○
者	常	
副 正		名
	持	称
	出	

注：1 単位はミリメートルとする。

2 非常持出の文字は朱書とする。